## 鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市新嘗祭献穀米事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、日本古来の伝統行事である新嘗祭の献穀に奉仕することで、奉仕者は もとより、地域を含めた意識の高揚を図り、もって本市の農業振興を図ることを目的とし て交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、新嘗祭献 穀米事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市新嘗祭献穀米実行委員会とする。

(補助対象経費)

- 第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象 事業の実施に要する経費のうち次の各号に掲げるものとする。
- (1) 各種式典に係る経費
- (2) 献穀米の栽培及びほ場管理等生産管理に係る経費
- (3) その他献穀米事業の執行に必要な経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。 (着手届を要しない場合)
- 第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に 規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、 別記様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。